



関係者各位

2020年9月13日

## 国際調停もオンラインの時代へ

京都国際調停センター(JIMC)とシンガポール国際調停センター(SIMC)は、  
本年11月20日、世界初のオンライン調停に関する Joint Protocol を  
正式に発足させます。

本年9月12日、アメリカ、中国、インド、韓国など46カ国の代表が昨年8月7日にシンガポールに結集して調印した「国際的な調停による和解合意に関する国連条約(シンガポール調停条約)」が発効しました。<https://www.singaporeconvention.org/media/media-release/2020-09-12-singapore-convention-on-mediation-enters-into-force>

シンガポール調停条約は、国際商事紛争を調停により解決した場合に、その調停合意に執行力を認める条約で、国際商事紛争の解決手段のオプションを大きく広げるものとなっています。現在、シンガポール、サウジアラビアなど同条約を批准した国・地域においてはすでに和解合意の執行力が認められており、今後ますます批准国が増加することが見込まれています。

このシンガポール調停条約の発効という記念すべき日に、アジアを代表する国際調停機関であるシンガポール国際調停センター(SIMC)と京都国際調停センター(JIMC)を運営する公益社団法人日本仲裁人協会(JAA)は、日系企業とシンガポール系企業を主たる対象として、コロナ禍において発生する国際紛争をオンライン調停によって迅速かつ効果的に解決することを目指す JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol に関する覚書に署名しました。

この JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol は、国際的な紛争解決機関が国を越えて連携する、世界初の試みです。SIMC にとっても、本年5月に開始した SIMC Covid-19 Protocol 後初の海外の調停機関との連携となります。

コロナ禍で世界中の契約上の義務やサプライチェーンなどに関する企業間の衝突や紛争が発生しています。多くの日本企業は、企業間の紛争を話し合いによって自力で解決することに力を注ぎ、その努力が報われず交渉が決裂した最終段階で、やむを得ず裁判や仲裁を選択します。しかし、対立する当事者間の交渉に、高度な技能を持つ熟練した調停人が中立な立場で参加することで、それまでの交渉の過程では見えなかった解決への道筋が浮かび上がることはよくあります。この JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol は、交渉決裂の後であっても、日本文化を理解する調停人を含む複数の調停人によって、オンラインで、わずか1



～2ヶ月で紛争解決を目指すことのできる、迅速で経済的、効果的かつ画期的なシステムです。また調停手続きでは、当事者の納得に基づいて紛争が解決されるため、価値ある友好的なビジネス関係を決定的に損なうことも避けられます。このように調停は、企業にとって、コロナ禍による甚大な悪影響を可能な限り回避するために検討すべき第一の選択肢となります。

この JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol は、本年 11 月 20 日、JIMC 設立 2 周年の日に正式に発足し、その記念式典を開催する予定です。なお正式発足以前にも調停の受付はしております。

JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol の主な内容は以下の通りです。

- a. 調停申立ては、JIMC や SIMC に対してオンラインで簡単に行うことができ、申立費用もわずか 20,000 円または 250SGD です。また JIMC と SIMC は共同で調停手続きを管理します。
- b. 経験豊富な 2 人の調停人(各センターがそれぞれ 1 名を選任します)が、国際商事紛争の解決を促進します。たとえば日系企業と外国企業との調停の場合、日本と当該外国のそれぞれの法的小および文化的背景に精通した調停人を、JIMC と SIMC のそれぞれの調停人リストから任命することも可能です。
- c. 費用面においても調停手続きは使いやすいものになっています。たとえば紛争価値が 1 億円以下であれば、一当事者当たりの費用はわずか 50 万円です (下記参照)。
- d. 現在の世界的な移動制限に対応して、原則として手続きはオンラインで行われます。
- e. シンガポール国際調停条約批准国内においては、調停合意を執行することが可能になります。

## 手数料表

下記各 Table は、JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol に定めた条件下で適用されます。JIMC に申立てる場合は Table1、SIMC に申立てる場合は Table2 を参照下さい。

**Table 1:**

紛争価値	1 当事者当たりの費用 (日本円)
1 億円以下	50 万円
1 億円～5 億円	紛争価格の 0.5% (但し上限 100 万円)
5 億円以上	紛争価格の 0.2% (但し上限 125 万円)



**Table 2:**

<b>Dispute Value (SGD)</b>	<b>Total fee payable per party (SGD)</b>
Below SGD1.3 M	SGD6,500
SGD1.3M~6.5M	0.5% of Dispute Value, subject to a cap of SGD13,000
Above SGD6.5M	0.2% of Dispute Value, subject to a cap of SGD16,000

詳しくは下記までお問い合わせください:

京都国際調停センター

事務局長 弁護士 西原和彦

TEL: 075-744-6032

E-mail: [office@jimc-kyoto.jp](mailto:office@jimc-kyoto.jp)